

三重県 I C T活用工事（舗装工） 試行要領の運用

I C T活用工事（舗装工）の普及促進を図るために、①～⑤の施工プロセスを選択して活用することを可能としているが、試行期間中の工事の選定、施工プロセスの選択にあたっては以下の点に留意する。

1 発注方法

I C T活用工事（舗装工）の発注方法は、施工者希望型（発注者が選定した工事で、受注者の希望により I C Tの活用が可能である工事）によるものとする。

- 1) I C Tの活用範囲は、①～⑤の施工プロセスから、受注者が選択をする。
- 2) 工事規模は、上層路盤工（瀝青安定処理路盤を除く）もしくは下層路盤工の面積が概ね 2,000m² 以上を有する工事とする。
- 3) 工事の選定にあたっては、施工場所、施工工程、施工性などを勘案し選定する。
- 4) 上記2) の規模に満たない工事であっても、施工場所、施工工程、施工性などを勘案したうえで、生産性の向上が図ることができると期待される場合は I C T活用工事（舗装工）として選定することができる。

2 工事成績評価における評価

- 1) ①～⑤の全ての施工プロセスで I C Tを活用した場合は、創意工夫における「【施工】16. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術、一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事」において、評価する。（2点加点）
- 2) ①～⑤の施工プロセスのうち、3つ以上の施工プロセスで I C Tを活用した場合は、創意工夫における「【施工】15. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術に限る）を活用した工事」において、評価する。（1点加点）
- 3) 上記1)、2) に該当しない場合は、創意工夫における【施工】において、評価対象としない。（加点なし）
- 4) 受注者の責により提案した施工プロセスの全てあるいは一部において、I C Tを活用できなかった場合は、契約時の条件としていないため、減点しないものとする。
- 5) 他工種の I C T活用工事と併用し I C T活用工事（舗装工）を実施する場合は、同一プロセスを重複カウントしない。

3 総合評価における評価

I C T活用工事（舗装工）については、工事成績評価により評価を行うため、技術提案にかかる評価の対象としない。

4 その他

施工者希望型以外で発注した工事であっても、契約後にICTを活用して工事を実施することはできるが、経費の計上は行わない。

なお、工事成績評定における評価については、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

附 則

この運用は、令和2年8月1日以降起案にかかるものから適用する。